

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 8件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年11月から5年3月まで
② 平成7年4月から8年3月まで

私は、申立期間を含め平成9年3月まで学生で、国民年金保険料を納付することが困難だったため、当時居住していた市町の市役所や町役場の支所で毎年欠かさず免除申請を行い、後に青い文字で「受理した」と書かれたはがきを受け取った覚えがある。申立期間が保険料の免除期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、オンライン記録によれば、当該期間前後の平成5年度、6年度及び8年度は国民年金保険料の免除期間とされており、これらの年度の免除申請は毎年5月に行われていることから、当該期間の免除申請についても平成7年5月に行われたとみるのが自然である。また、当時の学生に係る保険料免除基準については、本人に前年分の所得税額が無い場合には、親元の世帯の世帯員の所得から判断されること、6年及び7年の申立人の父親及び妹の厚生年金保険の標準報酬月額からみて、両年の申立人の親元の世帯の世帯員の所得は同程度であったと推察され、平成8年度については免除期間とされていることから、当該期間についても保険料免除基準に該当していたものと考えられる。

一方、申立期間①については、申立人は、当該期間の免除申請を行った記憶が明確ではないほか、当該期間の免除申請が行われたことを示す関連資料及び免除申請が行われたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 7 月から 51 年 9 月まで
② 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれたと思う。申立期間②の保険料は私が金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の当該期間直前の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間直後から 60 歳に到達する前月までの保険料も全て納付済みで、当該期間は 3 か月と短期間であることを踏まえれば、申立人が当該期間の保険料についても納付したとみるのが自然である。

一方、申立期間①については、当該期間の保険料を納付したとする申立人の母親から聴取することができず、当該期間の保険料納付の状況は不明であるため、申立人の主張が確からしいと判断することができない。

そのほか、申立人の母親が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月から 56 年 3 月まで
② 昭和 57 年 1 月

私は、母に勧められて 20 歳になった昭和 51 年*月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が所持する年金手帳には、婚姻後の氏名及び住所が記載され、いずれも昭和 57 年 1 月 22 日変更とされており、申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿の保管区分等欄には、「57. 3. 25 東京国年第 3 (A 区)」と記載されているなど、氏名及び住所変更手続は適切に行われていたと考えられる。

また、申立期間②は 1 か月と短期間であり、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みであることなど、当該期間についても納付したとみるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は昭和 51 年*月頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、56 年 5 月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点では、申立期間①のうち 51 年 1 月から 54 年 3 月までの保険料は時効により納付することができない上、同年 4 月以降の保険料は過年度納付することは可能であるが、申立人は遡って保険料を納付したことはないと述べている。

また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月の国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成3年3月まで
私は、大学3年生になった昭和 63 年4月頃、父に頼んで私の国民年金の加入手続を行ってもらい、学生で収入がなかったため、父が私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年4月頃、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録の資格取得記録の処理日から申立期間後の平成4年 11 月頃に払い出されたと推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、当該手帳記号番号が払い出されるまで国民年金に加入しておらず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

そのほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から同年 7 月まで

私は、昭和 49 年 3 月に A 社を退職し、同年 4 月頃に B 区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、いつ頃かは覚えていないが、国民年金保険料を払うようにとの通知が来たので、納付した場所がどこの金融機関かはっきりとは分からないが、恐らく一括で申立期間の保険料を納付したと思う。申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 4 月頃に B 区役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号より前の記号番号の被保険者に係る資格取得日及び当該手帳記号番号前後の記号番号の被保険者に係る国民年金手帳記号番号払出簿の記載内容から、申立期間後の 51 年 1 月から同年 6 月までの間に C 区で払い出されていることが推認でき、申立内容と相違している。

また、オンライン記録では、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 51 年 1 月に国民年金の被保険者資格を初めて取得しており、当該資格取得月より前の申立期間は国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料の納付書は送付されず、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかったと考えられる上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から3年3月までの期間及び同年6月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年11月から3年3月まで
② 平成3年6月から5年3月まで

私の妻は、平成2年11月頃に私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の夫婦の国民年金保険料は、主に私がA区役所B出張所で半年に1回約15万円を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年11月頃に申立人の妻が申立人の国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の記号番号の被保険者に係るオンライン記録の資格取得記録の処理日から4年3月頃に払い出されたと推認でき、オンライン記録では、夫婦の申立期間を国民年金の第1号被保険者とする入力処理は同年3月に行われている。なお、妻は、夫婦の国民年金に関する手続について覚えていないと述べている。

また、申立人は、夫婦の申立期間①及び②の国民年金保険料をA区役所B出張所で納付したと述べているが、上述のとおり、夫婦の申立期間①及び②を国民年金の第1号被保険者とする入力処理は平成4年3月に行われており、同時点で申立期間①の保険料は過年度保険料となるが、過年度保険料は国庫金であるため同出張所で納付することができず、妻は保険料の納付について覚えていないと述べているため、申立期間①及び②の保険料を納付したとする申立人の主張が確からしいと判断することができない。

そのほか、申立人夫婦が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月、平成2年11月から3年3月までの期間及び同年6月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和59年3月
② 平成2年11月から3年3月まで
③ 平成3年6月から5年3月まで

私の母は、私が20歳になった昭和59年*月頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれた。また、夫は、申立期間②及び③の夫婦の保険料をA区役所B出張所で半年に1回約15万円を納付していたと言っている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和59年*月頃に申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を納付してくれたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該期間に係るオンライン記録の資格取得記録の処理日から平成元年2月頃に払い出されたと推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、当該手帳記号番号が払い出されるまで国民年金に加入しておらず、母親は当該期間の保険料を納付することができなかったと考えられる。

申立期間②及び③については、申立人の夫は、申立人が平成2年11月頃に夫の国民年金の加入手続を行ったと述べているが、夫の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の記号番号の被保険者に係るオンライン記録の資格取得記録の処理日から4年3月頃に払い出されたと推認でき、オンライン記録では、夫婦の申立期間②及び③を国民年金の第1号被保険者とする入力処理は同年3月に行われている。なお、申立人は、夫婦の国民年金に関する手続について覚えていないと述べている。

また、夫は、夫婦の申立期間②及び③の保険料をA区役所B出張所で納付したと述べ

ているが、上述の通り、夫婦の申立期間②及び③を国民年金の第1号被保険者とする入力処理は平成4年3月に行われており、同時点で申立期間②の保険料は過年度保険料となるが、過年度保険料は国庫金であるため同出張所で納付することができず、申立人は、保険料の納付について覚えていないと述べているため、申立期間②及び③の保険料を納付したとする夫の主張が確からしいと判断することができない。

そのほか、申立人の母親及び申立人夫婦が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から57年3月まで

私たち夫婦は、夫が昭和50年4月に会社を退職した直後に、国民年金の加入手続を行い、夫が会社を設立してから地元の納税組合に加入した。その後、夫が納税組合の国民年金保険料を徴収する集金担当者に夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、昭和50年4月頃に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から、申立期間後の57年10月28日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間の大部分（55年6月以前）の期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人の夫は、前年度以前の保険料を遡って納付したことはないと述べている。

また、申立人の夫は、申立人に対して、上記手帳記号番号が記載された年金手帳とは別の年金手帳が交付されたか否かについての記憶が明確でないなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から57年3月まで

私たち夫婦は、私が昭和50年4月に会社を退職した直後に、国民年金の加入手続きを行い、自分で会社を設立してから地元の納税組合に加入した。その後、私が納税組合の国民年金保険料を徴収する集金担当者に夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月頃に夫婦一緒に国民年金の加入手続きを行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から、申立期間後の57年10月28日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間の大部分（55年6月以前）の期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、前年度以前の保険料を遡って納付したことはないと述べている。

また、申立人は、上記手帳記号番号が記載された年金手帳とは別の年金手帳が交付されたか否かについての記憶が明確でないなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 58 年 12 月まで
私は、結婚した昭和 57 年 1 月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、加入手続時に 5 年分を遡って金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 1 月頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、60 年 11 月頃に払い出されたと推認でき、申立人の主張と相違している上、当該時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるほか、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から43年3月までの期間、同年4月から44年9月までの期間及び45年7月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年9月から43年3月まで
② 昭和43年4月から44年9月まで
③ 昭和45年7月から同年10月まで

私の国民年金の加入手続は、私が20歳となった昭和40年*月頃に当時父が経営していた会社の総務担当者が行い、国民年金保険料については、父が納付してくれていたと思う。申立期間①が国民年金に未加入とされ、申立期間②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は20歳になった昭和40年*月頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から、60年7月頃に払い出されていることが確認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

申立期間②及び③については、申立人が所持している年金手帳に、上記国民年金手帳記号番号が払い出された際に受け取ったと推察される手帳の一部である「国民年金の記録(1)」だけを切り取って貼り付けてあり、これには、最初の資格取得日が昭和60年6月1日と記載されていたが、43年4月1日に訂正されており、オンライン記録では、平成7年8月22日に当該期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失記録を追加する事務処理が行われていることが確認できることから、当該処理日までは国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

そのほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家

計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。